

嶺南地域協議会

令和4年福井県議会9月議会報告

予算決算特別委員会 北川 質疑より

1 敦賀港カーボンニュートラルレポートについて

9月 北川 予算決算特別委員会質疑 まとめ

嶺南Eコースト計画が、着々と進められています。今回は、今議会の代表質問においても取り上げられたカーボンニュートラルレポート（CNP）について、共創会議との繋がりの中から、現在の進捗も含め確認と提言をさせていただきます。

地球温暖化という世界的な課題に対して、多くの国々が2050年を目途として進められているカーボン・ニュートラルですが、資料①にありますように、パリ協定締結の中で、日本は、温室効果ガス排出量の削減目標値を、2030年度に46%削減、2050年ニュートラルと示しています。

2030年度に46%削減という数値目標を達成するまでに残された期間は8年、それまでのプロセスを考えると、予断を許さない状況であることは間違いありません。

質問① 2030年 46%削減という数値目標に対する知事の認識と所感を伺う。

【知事】 福井県で申し上げますと、現在の環境基本計画の中では、2013年度比で2030年度に28%の温室効果ガスの削減とうたっており、**2019年度現在で今のところ20%まで削減ができているということです。これを後8年で46%まで上げていくというのは大変厳しい、難しい状況ではあると思っております。**

一方でこうした方向に向けて国全体で動いていこうということですし、福井県は、2050年のカーボンニュートラル宣言というのを、国に先立ってやらせていただいています。そういう意味では、そうした国や他県の動向を見まして、**県としても新しい計画の中で数値目標を定める、また、具体的には再生可能エネルギーの導入の促進ですとか、省エネの推進を図りながらなんとか実現できるようにしていきたいと考えています。**

【所感】

「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」そして、「将来像の実現に向けた基本方針と取組」の大前提に計画全体を通して流れているのは、SDGsの理念であり、地球温暖化対策としてのCO2削減であるのは言うまでもありません。その点では、敦賀港の長期構想とも整合しているものでもあります。

共創会議は、経産省が実施主体となる国家施策であり、その実現には国の強力な関与が求められるのは当然でもあります。

共創会議で示された資料には、「敦賀港」が随所に登場してきます。

特に、「6 将来像の実現に向けた取組の工程表」についてですが、水素・アンモニア供

給拠点の形成に向けてとして、「水素・アンモニア発電、地域企業の利用促進等を通じた地域内の水素・アンモニア利用の定着、産業化とともに、敦賀港を中心に貯蔵タンクやパイプラインなど受入・供給拠点の形成を目指す。」と記されています。

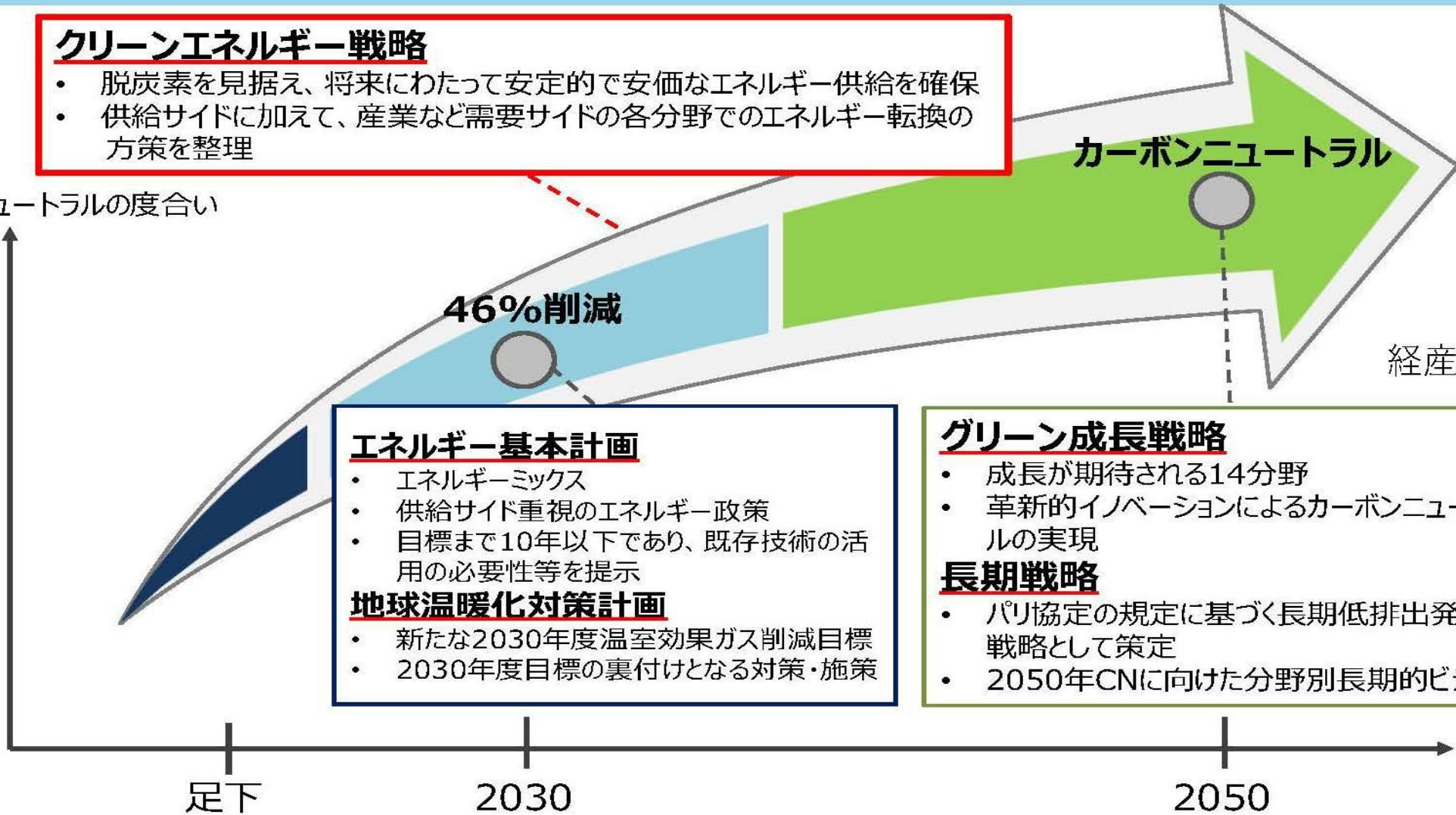
また、6月に示された工程表の中では、着手期として2022～2024が示されているものも少なくないわけですが、となると、着手期として残されたのは1年半ということになります。大切なのは、いずれの事業も、国のプロジェクトであるという点です。

- 2050年カーボンニュートラルや2030年度46%削減の実現を目指す中で、将来にわたって安定的で安価なエネルギー供給を確保し、更なる経済成長につなげるため、「点」ではなく「線」で実現可能なパスを描く。

クリーンエネルギー戦略

- 脱炭素を見据え、将来にわたって安定的で安価なエネルギー供給を確保
- 供給サイドに加えて、産業など需要サイドの各分野でのエネルギー転換の方策を整理

カーボンニュートラルの度合い



エネルギー基本計画

- エネルギーミックス
- 供給サイド重視のエネルギー政策
- 目標まで10年以下であり、既存技術の活用必要性等を提示

地球温暖化対策計画

- 新たな2030年度温室効果ガス削減目標
- 2030年度目標の裏付けとなる対策・施策

グリーン成長戦略

- 成長が期待される14分野
- 革新的イノベーションによるカーボンニュートラルの実現

長期戦略

- パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として策定
- 2050年CNに向けた分野別長期的ビジョン

質問② 共創会議に記された事業の中で、着手期が2024年までとなっている A（敦賀港のカーボンニュートラルポート化に向けた計画策定）、B（嶺南地域の地勢を踏まえた水素・アンモニアサプライチェーンの形成に向けた事業可能性調査や研究開発の実施）、C（地域企業のエネルギー構造転換に向けた水素・アンモニア需要調査の実施）の3つの事業について、現在の進捗状況を伺う。

【地域戦略部長】 資料の中のAの敦賀港のカーボンニュートラルポート化に向けてですけれども、この計画策定については、今年の7月に港湾利用企業等19社と行政機関からなります協議会を設置いたしました。そして、計画策定の議論を開始したところです。 **現在、港湾利用企業などを対象に、脱炭素に向けた取組についてアンケート調査を実施しております。**

次に、Bの水素・アンモニアサプライチェーンの形成に向けた事業可能性調査や研究開発についてですが、これについては、北陸電力や関西電力が中心となり、昨年7月から、オーストラリアから日本へのアンモニアサプライチェーン構築に向けた調査を進めており、今からはさらに東北電力・北海道電力も加わりまして、アンモニアの混焼、これのための発電設備の改造の検討を開始したところです。

最後のCでございますが、水素・アンモニア需要調査については、共創会議の取組ではありますが、 **国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金という補助金がございます、この交付を受けました。** これを利用して、来月からふくい水素エネルギー協議会と協力して、嶺南地域の企業、約100社を対象に調査を開始する予定です。

それぞれABCとも、まだ緒についたばかりですけれども、各計画・調査を進めていき、その結果、そして今後の方向性をお示ししたいと考えています

質問③ Aについては、既に計画に入っているといろんなところから確認はしておりますが、答弁の中今のお話の中で、もの足りない思うのは、特にBに関わる部分です。共創会議の中で、北電の松田社長が、アンモニアのサプライチェーンの実現性についてFSの検討を続けるんだと述べておられます。

それから発電設備の改修の検討など、アンモニア導入の実現性に向けて、これもFSのフィジカルスタディ、要するに事業実現性調査を行っていくとしています。

これも含めて、どれだけの需要があって、いつ発表されるのかも含めてもう少し詳しいお話をいただきたい。

6. 将来像の実現に向けた取組の工程表

(水素・アンモニア供給拠点の形成に向けて)

②

水素・アンモニア発電、地域企業の利用促進等を通じた地域内の水素・アンモニア利用の定着、産業化とともに、敦賀港を中心に貯蔵タンクやパイプラインなど受入・供給設備を備えた供給拠点の形成を目指す。

(I-2-②) 水素・アンモニアサプライチェーンの構築

	将来像の実現に向けた取組	実施主体等	着手期 (2022-2024)	深化・充実期 (2025-2031)
A	敦賀港のカーボンニュートラルポート化に向けた計画策定	経済産業省、国土交通省等関係省庁、県、市、民間事業者	→	→
	全国初の原子力由来の電気を活用した実証事業の実施、高性能な大規模水素製造実証プラントの整備、実証事業の実施	経済産業省、市町、関西電力、民間事業者	→	→
B	嶺南地域の地勢を踏まえた水素・アンモニアサプライチェーンの形成に向けた事業可能性調査や研究開発の実施	経済産業省、県、市町、関西電力、北陸電力、民間事業者	→	→
C	地域企業のエネルギー構造転換に向けた水素・アンモニア需要調査の実施	経済産業省、県、市町	→	→
	水素サプライチェーンの形成に向けて、関西電力、北陸電力と連携し、水素発電の実証プラントの整備、実証事業の実施	経済産業省、県、民間事業者	→	→
	嶺南地域で産み出した水素を2025年大阪・関西万博会場へ供給し、活用	経済産業省、関西電力、民間事業者	→	→

【地域戦略部長】 いつ頃というのはまだお示しできないけれども、北電から聞いておりますのは、まずそのアンモニアのサプライチェーンの構築に向けた調査を進めているということと、発電設備の改造の検討を開始したということだけでして、Cのアンモニアの需要調査につきましては、来月から、10月です、これは県の方が事業者へ委託、ふくい水素エネルギー協議会に委託しまして、嶺南企業の100社の需要調査を開始いたします。

【所感】

「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」そして、「将来像の実現に向けた基本方針と取組」の大前提に計画全体を通して流れているのは、SDGsの理念であり、地球温暖化対策としてのCO2削減であるの言うまでもありません。その点では、敦賀港の長期構想とも整合しているものでもあります。共創会議は、経産省が実施主体となる国家施策であり、その実現には国の強力な関与が求められるのは当然でもあります。

敦賀港の長期構想の中でも、施策VIでは、地球規模の環境問題への対応や低炭素社会の形成に向け、敦賀港においても低炭素・再生エネルギー・リサイクルの積極的な推進を図る必要があると記され、経済産業省の非効率な石炭火力発電のフェードアウトの方針を受けた当面の対策として、石炭火力発電の高効率化や混焼発電によるCO2削減を図るとしています。さらに、「LNG受入基地等の誘致、LNGバンカリング（船から船へのLNG補給）拠点の形成等に向けた検討を進めるとともに、2050年までに二酸化炭素ネット排出量ゼロ（カーボンニュートラル）にする政府の政策目標に沿って、再生可能エネルギーや水素等のクリーンエネルギー関連拠点の誘致による環境に優しい港湾の実現を目指す。」とあり、モーダルシフトの促進とともに、LNGインフラの誘致、クリーンエネルギーの誘致として、資料③にあるような、イメージ図が示されているのも事実です。

知事は、第2回共創会議の中で、

「敦賀港の長期構想について、**鞠山北地区に、水素などのエネルギー拠点とする姿を描いているところで、敦賀港に水素ですとかアンモニアの受入の基地を設置して、これを燃料として使う火力発電所、これに供給するような水素のサプライチェーンの構築のプロジェクトについても検討いただければと思います。**」と**進言**しておられますし、

「第4回 共創会議」で示された内容に対して、

敦賀港を活用した水素サプライチェーンの構築について、「**水素・アンモニア発電や、敦賀港を中心として貯蔵タンク、パイプラインの整備を目指す**」という方針とともに、「**水素製造実証プラントの整備など、大きな取組みを示していただいた。**」と**評価**しておられます。

特に重要なのは、共創会議の中で、**京都大学の宇根崎教授の、「これは福井県と嶺南地域だけの話じゃなくて、我が国のエネルギー政策の長期目標、2030年、2050年に向けた長期目標」である。**」との言葉にありますように、**水素サプライチェーン・LNG等のエネルギー拠点整備は、一つの自治体で進めるものではなく、しっかりと国の施策として位置付けていくべきものであるという点です。**

日本のCO2排出の分野別割合は、40%がエネルギー転換であり、この分野に着手しない限りCNの実現はできないものと考えます。

企業等への働きかけに対しても、これまでの共創会議の中では、「水素・アンモニアのサプライチェーンを形成する。それから水素や再エネサプライチェーンを活用したVPPを構築する。こういった取組に関西電力さんなどと協力しながら進めていきたい。」とか**「火力発電のアンモニア・水素・バイオマス混焼という意味では、北陸電力さん中心にその混焼を進め、二酸化炭素排出量を抑制するという取組を進めたい。」**といった発言もあったわけですが、大きな企業への働きかけや参画をもとに、本県においても、CNへの取組みを進めていくべきであり、現在の進捗状況をしっかりと見極めていかなければなりません。

質問③ 本県においても、今年度策定される「福井県環境基本計画」の中に、2030年、2050年に向けてのロードマップや具体的な数値目標を示していくことが求められますが、現状分析も含め、CNの計画への位置づけ、特に敦賀港に言及する点について伺います。

【安全環境部長】 環境基本計画については、現在、市や町、企業、専門家の方のご意見を伺いながら、2030年度における温室効果ガスの削減ですとか、再生可能エネルギーの導入の目標の設定、そしてその目標に向けました今後5年間、来年度から令和9年度までですけれども、この施策について検討を進めているところです。

現状として、温室効果ガスは2019年度時点で2013年度比20%削減という現状であり、2050年のカーボンニュートラルを念頭において、2030年度の削減目標を検討してまいりたいと考えています。

その中で、敦賀港のカーボンニュートラルポートの形成計画につきましては、これは**現在土木部が中心になって国も交えまして**、今年度の策定に向けて検討を進めています。その検討状況を踏まえて、敦賀港に関しても、環境基本計画の中に取り込んでいきたいと考えています。

【所感】

それまでのロードマップをもう少し詳細に検討し、共創会議を所管する経産省をはじめとする国への働きかけを強める必要を感じます。

特に、今年度の県から国への要望事項の中には、CNPという言葉は一切登場していないのを見ると、県としての認識も甘いと感じざるを得ません。

現に、敦賀港の長期構想の中では、資料③にあるイメージ図が描かれています。ただ、今の流れの中では、2030は言うに及ばず、2050年のCNの実現は怪しく、企業としても、「ゲームチェンジ」できず動きがとない状況にもあります。

2050年のCNを具体的なものにするためにも、**資料④**にあります「敦賀港鞠山北の鞠山防波堤」の建設を鞠山南地区の拡張を待たず、国へ具体的な推進を求めるべきであると考えます。そうすることで、共創会議資料にあるクリーンエネルギーサプライチェーンの構築、**資料③**にある鞠山北地区のエネルギー関連拠点の誘致などが進むのではないのでしょうか。

それは、今後の長期イメージの具現化に向けての明確な方向性と国の姿勢を内外に示すものであるだけでなく、今後大きな課題となる「新幹線工事の残土問題」に対しても、大きな解決策につながることを期待できるものであると考えます。

これらは、共創会議で示されものであり、国の責任のもとに実行していくものであります。

質問④ 「鞠山防波堤」の建設を共創会議や重点提案・要望等において国に対して強く求めていくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

【知事】 鞠山北地区の鞠山防波堤を南の方へ延ばしていく、この部分につきましては、資料④にありますように、もともとの必要性から言いますと、鞠山南地区の方の岸壁を、今、東の方に延ばそうとしています。これが終わると今度はさらに西の方に延ばし、岸壁やふ頭用地を整備する時には、波の反射角度の関係で、港内の静穏度を維持するために、南の方に伸びる防波堤の延伸が必要になると、こういうことで絵を描かせていただいています。

一方で、ご指摘もありましたが、共創会議の中の「基本方針と取組」の中で、ここを水素・アンモニアの供給拠点にしていくと、そのサプライチェーンの一角を担うようなものにしていくんだというようなことで、言ってみれば、タンクのようなものも置いてやっていくというような考え方がございます。ただ、この絵を描こうとしますと、事業費的にはまだ全く精査できておりませんが、千億単位と言いますが、1千億も2千億もかかる事業費になるというようなもので、そういう意味では、すぐにとりかかると今言えるような状況にはないかなと思っております。

一方で、新幹線の残土の処分をどうしていくのかということがあります。それから、共創会議の全体の、今言われた部分も含めた進捗をどういうふうに進めていくのか、さらには、県全体のエネルギー構造をどうやって転換していくのか、もしくはどういう状況になっていくのか、こういったことの進展も見ながら、これは国が絵を描きながらやっている部分ですので、そういった意味では、国とともに、県としても関与していく、検討を進めていきたいと考えています。

【所感】

鞠山南の整備の重要性と計画に沿った整備が進んでいるのを感じています。ただ、共創会議として示している流れは、それらと共に重要な施策であるのも確かになります。しかも、1,000億～2,000億の費用が掛かったとしても、国家戦略としてCNPが大切であることを再確認する中で、その事業を国の責任のもとに進めていくことを進言していくことは、決して無理なものではないと考えます。

視野に入れるのは、2050年であり、その時のエネルギー保障の姿なのです。それを思うとき、今必要なことを求めていくことが次の世代に繋いでいくために重要なのだという思いを強くしています。

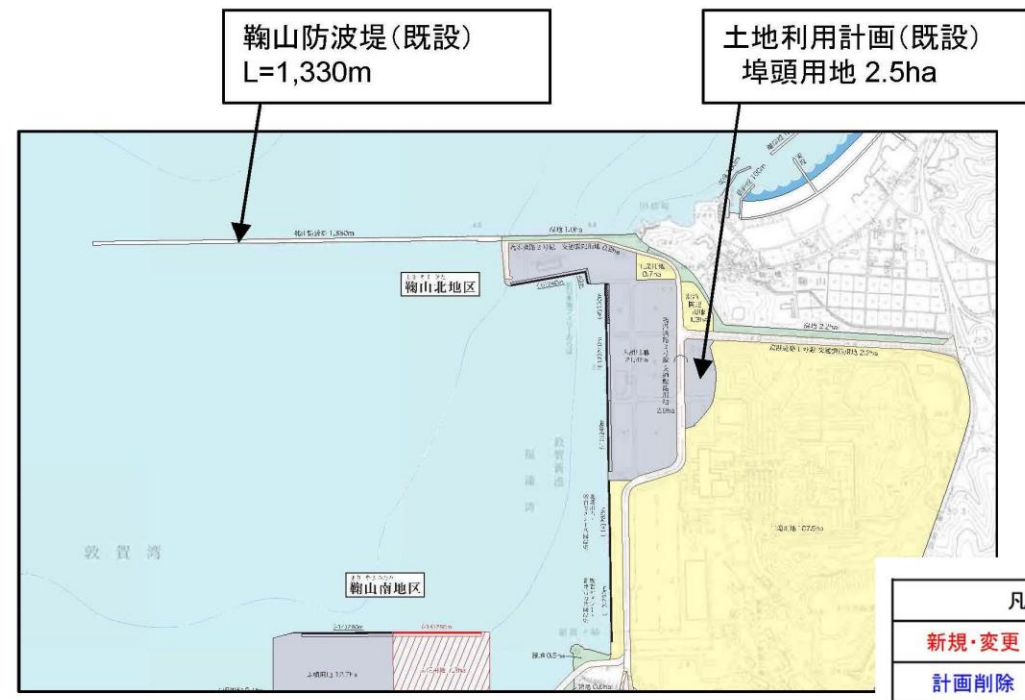
政治の務めの一つは、仕掛けをつくることであり、モチベーションを高めることだと考えます。エネルギー変換に予算を投入することによって、大きな企業の前向きな投資を引き出すことにも繋がっていくのだと考えますし、国として県として、行政の方向性を明確に示していくことが大切なのです。

増設される多目的クレーンについても、動力として水素を使ったものにするなどのインパクトのある取組みも重要であると考えています。

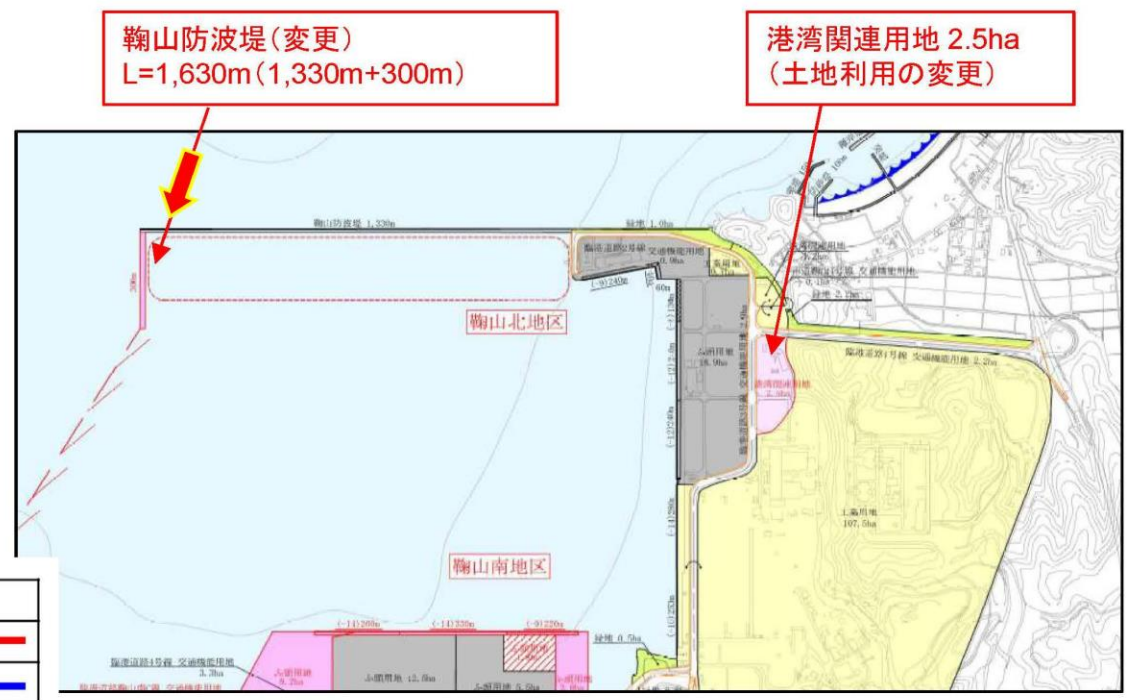
計画変更の内容(鞠山北地区)

- 港内静穏度の確保のため、鞠山防波堤を西側端部から南方向に延伸する(300m)。
- 鞠山防波堤背後の空間は、時代の要請に柔軟に対応可能な空間として、開発留保空間を位置づける。

【既定計画】



【今回計画】



中期イメージ



長期イメージ



2 通級学級について

国連の障害者権利委員会は9月9日、8月に実施した日本政府への審査を踏まえ、政策の改善点について勧告を発表しています。勧告は障害者権利条約に基づいており、2014年の条約締結後、初めてとなるものです。その中で、示されたのは、特別支援教育を巡って、通常教育に加われない障害児がおり、分けられた状態が長く続いていることを懸念したもので、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画を作るよう求めるものです。また、通常学校が障害児の入学を拒めないようにする措置も要請しています。勧告に拘束力はないものの、尊重することが求められます。ただ、実現には教育現場の人手不足などのハードルもあり、国の対応が問われるところでもあります。福井県教育振興基本計画における特別支援教育の内容には、「② 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の充実」とうたわれています。

質問① 福井県教育振興基本計画における特別支援教育の内容に「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の充実」がうたわれているが、国連の勧告に対しての教育長の所感を問う。

【教育長】 国連の障害者権利委員会の勧告では、障がいのある児童生徒が通常環境での教育にアクセスできず、隔離された状態が永続化していることに懸念を示していることは承知しています。

文部科学省はこれまで障がいのある児童生徒の学びの場として、特別支援学校とか、特別支援学級など多様な学びの場を設けると同時に通常学級であっても通級指導教員を配置するなど障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に過ごす条件整備を実施してきていまして、どちらも重要であると述べています。

県は従来から福井県教育振興基本計画におきまして共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の充実を掲げ、交流による相互理解の促進を進めてまいりました。また、共生社会の実現のためには、障がいのある児童生徒がそれぞれの能力を伸ばすために個別の指導を受けることも重要と考えており、本人・保護者の意見を尊重しながら学びの場を決定し、継続して特別支援教育の充実を図っていきたいと考えています。

【所感】

障害児を分離した特別支援教育をやめるよう勧告されたことに対し、永岡文部科学相は13日の閣議後記者会見で、「多様な学びの場で行われる特別支援教育を中止することは考えていない。勧告を踏まえ（障害の有無にかかわらず共に学ぶ）インクルーシブ教育を推進する」と述べています。

また普段は障害がない子どもと同じ教室で学び、一定時間は学習や生活での困り事を解消するため個別指導を受ける「通級による指導」に言及し、「障害がある子とない子が共に過ごすこと条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を、両輪で取り組んできた」と説明し、通級指導を担当する教員の基礎定数化の着実な実施などを進めたいとしています。

日本の特別支援教育の在り方に対して否定しません。現在の教員数と施設の状況下において、一人ひとりのニーズに応えるために、特別な教育の場を提供していくことは間違っていないと思います。ただ、それぞれの子どもさんのニーズは多岐にわたっています。集団の中で、他との関わりを持っていくことはもちろん大切なのですが、そのかわり方の捉え方は、一律ではないということです。その個に向き合って、そのニーズに寄り添っていく体制と場の必要性を強く感じます。

令和2年度 通級による指導の状況

特別支援学級および通級指導教室の設置状況 (公立小中学校)

		全体数	特別支援学級	通級指導教室	特別支援学級、通級指導教室
			(うち、特別支援学級のみ設置)	(うち、通級指導教室のみ設置)	両方設置
福井県	学校数	262	233 (103)	135 (5)	130
	設置率		88.9%	51.5%	49.6%
参考 (全国)	学校数	28,508	24,422	—	—
	設置率		85.7%	—	—

特別支援教育資料 (R3.10文部科学省) より
特別支援教育要覧 (R2 福井県教育委員会) より

通級による指導の指導形態

		全体数 (校)	設置校数 (設置率)	自校通級		他校通級		巡回通級		計
				人数	割合	人数	割合	人数	割合	
福井県	小学校	187	96 (51.3%)	564	68.4%	8	1.0%	252	30.6%	824
	中学校	75	39 (52.0%)	243	76.9%	0	—	73	23.1%	316
	高等学校	28	16 (57.1%)	23	48.9%	0	—	24	51.1%	47
	割合			830	69.9%	8	0.7%	349	29.4%	1,187
参考 (全国)	小学校	19,217		89,417	63.8%	41,390	29.5%	9,310	6.6%	140,117
	中学校	9,291		15,341	66.4%	4,802	20.8%	2,954	12.8%	23,097
	高等学校	3,537		1,080	87.4%	35	2.8%	120	9.7%	1,235
	合計			105,838	64.4%	46,227	28.1%	12,384	7.5%	164,449

特別支援教育に関する調査の結果 (通級による指導実施状況に関する調査) (R4.7 文部科学省) より

特別支援学級担当教員の免許所有率

⑥

R4.5.1

校種	職名	免許あり	免許なし	計	免許所有率
小	正規(再任用含む)	157	87	244	64.3%
	講師	27	43	70	38.6%
	計	184	130	314	58.6%
中	正規(再任用含む)	62	57	119	52.1%
	講師	8	20	28	28.6%
	計	70	77	147	47.6%
計	正規(再任用含む)	219	144	363	60.3%
	講師	35	63	98	35.7%
	総計	254	207	461	55.1%

通級指導担当教員の免許所有率

R4.5.1

校種	職名	人数
小	正規(再任用含む)	27
	講師	17
	計	44
中	正規(再任用含む)	14
	講師	8
	計	22
計	正規(再任用含む)	41
	講師	25
	総計	66

	免許所有者	免許所有率
小	5人	11.4%
中	0人	0.0%

資料⑤⑥をもとにして

特別支援学級に比べ、設置されない学校も多く、自分の学校になれば、通級による指導の時間だけ近くの学校に行く「他校通級」をすることになりますが、そのためには、保護者の送り迎えが必要となり、かなり大きな負担となります。違う学校に行くのを嫌がる子もいるため、担当の先生が各学校を回る「巡回指導」も増えてきています。

また、巡回指導の場合、突発的な対応はできないことになるとともに、指導をする担当教員の負担が増えるという課題があります。

本県においても、資料⑤にみられるように、特別支援学級と通級指導教室の両方が必要である中で、両方の設置は49.6%、通級指導教室の設置は、51.5%、とかなり厳しい状況にあります。

質問② インクルーシブ教育が進められていく中で、特別支援学級と通級指導教室との違いに対する認識と本県の通級による指導の状況について、教育長の所見を伺うとともに、本県の今後の計画について伺います。

【教育長】 特別支援学級は障がいの特性に応じた教育を行う少人数の学級であり、通級指導教室は通常の学級に在籍している児童生徒が、コミュニケーション力や集中力を向上させるために、特別な指導を別室で受ける場であると認識しています。

通級による指導を希望する児童生徒は各学校でも少数でして、県では希望者すべてが指導を受けられるよう、今対応しているところです。さらに、小中学校では別室指導ではありませんが、生活や学習に関するサポートを行う支援員を県独自で配置しています。

今後とも、各校の児童生徒の状況を把握した上で、必要な通級指導担当者等の配置を検討していきたいと考えています。

【所感】

一人一人の特性とともに、障害のある子もない子と一緒に学ぶインクルーシブ教育も進める中で、障がいの有無にかかわらず同じ場で教育が求められる通級による指導は今後さらに大切な場となって行くわけですが、現在、通級指導教室をすべての必要とする学校に設置していくことを求める声や必要性が高まっている中、その設置を求める声が大きくなっているわけです。

特に、制度が開始されてから5年になる高等学校の通級による指導において福井県は自校通級の率は全国よりも低くなっているのは気がかりな点です。

質問③ 高等学校の通級制度が開始されて5年となる中、福井県の自校通級の率が全国よりも低くなっている。今後の方向性と目標値について教育長の所見を伺う。

【教育長】 本県では、全国で高校の通級制度が開始された平成30年度から先行して高校通級を行ってきています。他県では拠点校を設けて実施しているところがありますが、本県では、**すべての県立高校を対象**としておりまして、**令和2年度の福井県の通級による指導を受けている生徒数は47人ございますが**、全国でも6番目に多い状況です。

今後も通級による指導を希望する生徒が増えていくことが想定されます。免許法認定講習とか特別支援教育センター等における研修を実施し、各高校においても特別支援教育の専門性をもつ教員を増やししながら、通級による指導を自校で対応できるようにしてまいりたいと考えています。

【所感】

本県の職員配置において、特別支援教育の免許を有している先生の割合が全国に比べて高いと伺っています。ただ、**現状をみると、特別支援学級では小中で55.1%という状況です。また、通級指導に至っては、66名の担当教員のうち免許所有者が5名となっています。**今後、通級指導教室の担当にも、特別支援の専門的な知識とスキルをもった人的な拡充が求められます。

質問④ 今後、どのような計画のもとに、人材を確保し、通級指導にも専門性のある教員を配置していくのか、教育長の所見を伺います。

【教育長】 通級指導教員の配置については、毎年、対象児童生徒の実態を調査し、市町教育委員会より学校現場の要望を聞いて配置を決定しています。担当には、特別支援の免許がなくても、経験豊富で、個の特性に合わせた支援を行うことができる再任用教員を充てています。

今年実施いたしました教員採用試験で、特別支援教育の免許所有者に対する加点制度を導入しました。専門的知識を有する人材の増員に努めており、今年度、小学校においては、昨年度を大きく上回る30名の免許所有者の採用内定が見込まれています。

また、**県では、通級指導担当者全員を対象としまして、発達障害に対する理解や、一人一人の特性に応じた個別の指導計画の作成などの研修会を実施しております。特別支援教育センターにおいても実践事例に学ぶ研修講座を開催するなど、通級学級での指導の充実を図ってまいります。**

【所感】

現場では、特別支援教育に対する認識は高まっています。そのために県主催の研修はもとより、自主的な研修も実施しています。また、免許はなくても、すでに特別支援教育に長く関り、知識やスキルを十分に身に着けた方もたくさんおられます。にも拘わらず、こうして免許所有率ということになると、厳しい数値が出てくることは、現場や関わっている保護者・子どもたちにとって、不安な材料にもなりかねません。

そこで、ある程度の研修をうけ、これまでの経験の中で十分にスキルを身に着けられた方に対して、何らかの福井県独自の認証制度を設定することをできないものでしょうか。

質問⑤ 通級指導担当教員に対する認証制度を設けることについて、所見を伺う。

【教育長】 そういう何か認証制度的なものを導入しているか、また、他県の状況も調べながらですね、しっかり対応してまいりたいと思います。

【所感】

本県の職員配置において、特別支援教育の免許を有している先生の割合が全国に比べて高いと伺っています。ただ、**現状をみると、免許を持っている方は、特別支援学級では小中で55.1%という状況です。また、通級指導に至っては、66名の担当教員のうち免許所有者が5名となっています。今後、通級指導教室の担当にも、特別支援の専門的な知識とスキルをもった人的な拡充が求められます。**

